

令和6年度御船高等学校学校部活動（体育部活動・文化部活動）に係る活動方針

1 本校の部活動

体育部：野球、陸上競技、男女バレーボール、男女バスケットボール、テニス、卓球、サッカー、弓道、水泳、バドミントン、少林寺拳法同好会
文化部：美術、コーラス、吹奏楽、華道、生物、マイコン制御部ロボット班、マイコン制御部マイコンカー班、被服・食物、書道、パソコン、茶道、煎茶道、写真

2 目標

- (1) 体育部活動：体力の向上、心身の健康の保持増進及び安全を確保して、生涯にわたって豊かなスポーツを継続する資質や能力を育てる。
文化部活動：多様な表現や鑑賞活動を通して豊かな心や創造性を養い、生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ資質や能力を育てる。
- (2) 生徒の自主的・自発的な活動を通して、生徒同士や指導者との人間関係の構築や人間的な成長を促し、部活動の活性化を図る。

3 練習日、練習時間

(1) 練習日

1週間の練習日は5日以内とする。毎週木曜日は原則として休養日とし、土曜日及び日曜日（以下、「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動する場合は、あらかじめ該当週又は次週に振替休養日を設ける。

(2) 練習時間

- ア 平日は2時間程度、休業日（学期中の週末も含む）は3時間程度とする。
なお、朝練習は原則として行わない（行う場合は指導者が必ずつくこと）。
- イ 完全下校時間を厳守する。

(3) 完全下校時間

- ア 平日 19：00
- イ 休業日（学期中の週末も含む） 17：00

(4) 共通の休養日

- ア 毎週木曜日を原則とする1日間及び週末のうちの1日間
- イ 定期試験1週間前から試験最終日前日まで
- ウ 学校閉庁日の期間

(5) その他

大会スケジュール等により、練習時間の延長や朝練習の実施ができるが、この場合、希望する部は「特別練習許可願」により事前に校長の承認を得ることとする。ただし、週当たりの練習時間は16時間未満を目安とする。

4 練習試合、合宿等

練習試合や合宿等の実施にあたっては、部顧問が1週間前までに練習相手、試合日、場所、時間、引率等について明記した「練習試合（合同練習）実施届」を校長に提出し、承認を得る。合宿等でセミナーハウスを利用する場合は、併せて「セミナーハウス「雄飛館」使用許可願」を提出し、承認を得る。

5 大会等への参加

大会等への参加は、高体連・高文連主催大会を原則とするが、その他の団体が主催する大会への参加については、事前に校長の許可を得ることとする。なお、いずれの場合も部顧問は1週間前までに大会名、主催者、大会期日、会場、引率等を明記した「大会出場願」等を校長に提出し、承認を得る。

6 その他

(1) 部活動顧問会

ア 年度始め及び年度末に開催する。

イ 定期的に部長会、部活動集会等を開催し目標の共通理解を図り、部活動の活性化につなげる。

(2) 部費の徴収について

ア 部費等、取扱いについては公費に準ずることとし、適切に管理する。

イ 決算報告については、校長に提出し、保護者に報告する。

(3) 活動状況の公表

部顧問は、年間の活動計画並びに毎月活動計画及び活動実績を作成し、期限までに校長へ提出するとともに、日々の活動状況等を把握し生徒理解に努める。校長は、活動計画及び活動実績等を学校のホームページへ掲載し公表することで保護者に理解を得ながら連携協力を図る。

参考：熊本県「高等学校における運動部活動の指針」

平成31年（2019年）3月7日策定

熊本県「高等学校における文化部活動の指針」

令和元年（2019年）7月1日策定